

監査報告書

平成30年度期末決算

(第15期)

(自平成30年4月1日)

(至平成31年3月31日)

国立大学法人
滋賀大学

監査報告書

国立大学法人 滋賀大学

国立大学法人法第11条第4項及び国立大学法人法施行規則第1条の2第5項並びに国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第15期事業年度の業務に関して監査を実施しましたので、以下のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、平成30年度の監査計画及び監査手続きに従い、学長、理事、監査室、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、監査室と連携して、情報の収集及び監査環境の整備に努めつつ、役員会、教育研究評議会、経営協議会等の主要な会議並びに役員懇談会に出席し、全体状況の把握に努め、必要に応じて意見を述べるとともに、役職員等から個別の状況聴取及び意見交換、文書確認、実地調査等、本学監事監査実施内規第5条に定める手順等を用いて、監査を実施しました。

また、本学における学長を中心としたガバナンス体制や学長及び理事の職務が法令に適合した形で行われるための体制についても、役職員等からその整備・運用状況について報告を受け、必要に応じて調査し、説明を受けました。

会計監査については、会計監査人が独立の立場から適切に監査しているかにつき検証し、業務執行状況についても報告を受け、必要な場合には説明を求めて、財務諸表、事業報告書及び決算報告書について、検討しました。

2. 監査の結果

(1) 業務の適正実施及び中期目標の効果的かつ効率的な実施について

本学における教育・研究業務の実施状況については、法令等に従って、適正に実施されているかどうかを監査しました。その結果、指摘すべき重要な事項はありません。

(2) 内部統制システムの整備及び適用に関する状況

本学におけるガバナンスや学長及び理事が法令に適合した形で業務を遂行するための体制については、監査の結果、特に指摘すべき点はありません。

(3) 役員の業務執行に関する不正行為又は違法行為について

役員の業務執行に関して不正行為又は法令違反の事実は認められません。

(4) 事業報告書

事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。

(5) 財務諸表等

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は妥当であると認めます。

(6) 監査のための必要な調査の実施について

これまでのところ監査業務の実施に当たって特に障害はありません。監査室は独立しており、自らによる適時の内部監査のほか、監事監査をサポートする体制を敷いているため、監事による必要な調査の実施において何らの不都合も認められません。

令和元年6月21日

国立大学法人 滋賀大学

学長 位田隆一 殿

国立大学法人 滋賀大学

監事

須齋 正幸



監事

菱田 基和代



独立監査人の監査報告書

令和元年 6 月 21 日

国立大学法人 滋賀大学

学 長 位 田 隆 一 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士 西 原 浩 文

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 奥 谷 恭 子

業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第 39 条の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

財務諸表に対する学長の責任

学長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために学長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、学長が採用した会計方針及びその適用方法並びに学長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない学長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して、国立大学法人滋賀大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び業務実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告 >

当監査法人は、準用通則法第 39 条の規定に基づき、国立大学法人滋賀大学の平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの第 15 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書及び決算報告書に対する学長の責任

学長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態及び運営状況を正しく示す事業報告書を作成すること並びに予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が、国立大学法人滋賀大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているか並びに決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告

当監査法人の報告は次のとおりである。

利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。

事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立大学法人滋賀大学の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

決算報告書は、学長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

国立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上